

インバウンド誘客促進事業業務仕様書

1. 委託業務名

インバウンド誘客促進事業業務

2. 業務の目的

JNTO（日本政府観光局）の調査によると令和5年の訪日外国人客数は2019年比の78.6%と8割程度まで回復した。このような状況の中、外国人観光客を確実に五島市に取り込み、観光産業の活性化を促すには、海外旅行会社に対し、旅行商品造成の働きかけを強化する必要がある。

本業務では海外旅行会社を招請し旅行商品を造成することにより、外国人観光客の増加につなげる。

3. 委託業務期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4. ターゲット国

タイ、フィリピン、欧米豪

5. 委託業務内容

(1) 招請する旅行会社の選定

- 以下に示すターゲット国において五島市の旅行商品造成に意欲がある旅行会社を選定し、旅行商品を企画・造成できる責任者等を招請すること。

なお、招請する旅行会社数は、ターゲット国ごとに以下のとおりとする。

	ターゲット国	招請社数
1	タイ	4社以上
2	フィリピン	4社以上
3	欧米豪	3社以上（注）
計		11社以上

（注）表中3の旅行会社は、欧米豪の訪日旅行を専門とし、日本国内に事業所を持つ旅行会社を招請すること。また、欧米豪の3地域からそれぞれ1社以上の計3社以上を招請すること。

- 旅行会社の選定にあたっては、選定理由を説明のうえ、事前に五島市と十分に協議を行うこと。

(2) ファムツアーの実施

- 受託者が受入責任者となり、招請した旅行会社を対象に、五島市内において2泊3日程度で五島市の歴史、自然、食及び体験などを組み合わせたファムツアーを企

画・実施すること。

- ・行程には五島市内の宿泊施設の視察を含めること。
- ・ファムツアーの企画及び実施はターゲット国別とすること。
- ・受託者が全行程に同行し、行程管理等を行うこと。
- ・ファムツアーの円滑な実施のため、旅行会社との会話及び視察先の説明が十分に可能な添乗員、通訳者又は通訳案内士等を全行程で配置すること。
- ・ツアー参加者の移動及び荷物搬送ができる車両をツアー全体で手配すること。車両航送料、駐車料金等が必要な場合は、これを含むものとする。
- ・視察時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するための手順及び体制を構築しておくこと。

(3) アンケートの実施及び分析

- ・ファムツアーの行程及び各訪問先等の評価、意見等を把握するためのアンケートを実施し、その結果を分析すること。また、分析結果については五島市及び各訪問先等にフィードバックを行うこと。
- ・アンケートの項目、内容及び結果のフィードバック方法は事前に五島市と協議のうえ決定すること。

(4) アフターフォロー等による旅行商品造成及び海外営業

- ・招請した海外旅行会社へのアフターフォロー等により、招請した旅行会社につき1つ以上、下記の＜旅行商品の条件＞に合致する旅行商品を造成させること。
＜旅行商品の条件＞
 - ・五島市内で2泊以上すること。
 - ・五島市の着地型旅行商品を利用すること。
- ・五島市への旅行商品造成に向けた海外営業を、市職員1名以上を同行させ、委託期間内にタイ及びフィリピンで各1回ずつ行うこと。なお、市職員の出張手配及び旅費負担については市で対応する。

6. 業務完了後の提出書類

次の内容を含む事業全体の報告書

- ① ファムツアーの実績（参加者名簿、最終行程及びその内容等を掲載）
- ② アンケートの調査結果及びその分析結果
- ③ 招請した旅行会社等の旅行商品造成結果
- ④ 五島市の「強み」「強みの活かし方（案）」「強みの磨き上げ方（案）」等をターゲット国ごとに取りまとめたもの
- ⑤ ④を基にしたターゲット国へのアプローチ方法の提案

7. 納品先

〒853-8501 長崎県五島市福江町 1 番 1 号 五島市地域振興部文化観光課

メール：kankou@city.goto.lg.jp

8. 納品日

令和 7 年 2 月 28 日まで

9. 業務管理

- ・ 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を五島市と協議しながら進めるものとし、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、五島市の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。
- ・ 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は五島市と密接な連携を図り、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。
- ・ 成果品や本事業の過程で作成する書類について、受注者は、パワーポイント・Word・Excel 形式など、五島市において二次利用可能な形式にて作成すること。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認すること。

10. その他

- ・ 業務を遂行するにあたり発生する一切の経費は受託者の負担とする。
- ・ 本仕様書に記載されていない事項については、双方の協議により定めることとする。